

平成24年度関税改正における主な検討項目

平成23年11月25日
財 務 省

1. 個別品目の関税率の改正

漢方薬原料（2.5%）及びふっ化水素（3.3%）について、基本税率を無税とする。

2. 暫定税率等の延長

- 本年度末に適用期限が到来する、関税の暫定税率（415品目）、特別緊急関税制度及び牛肉等に係る関税の緊急措置の適用期限を1年延長する（牛肉に係る関税の緊急措置の発動基準の特例（注）を含む。）。

（注）発動基準数量の算出基礎を、前年度の輸入実績又は米国においてBSEが発生する前の平成14年度及び15年度の輸入実績の平均値のいずれか大きい方とする特例。

3. 通関関係書類の簡素化

- ペーパーレス化を推進するため、輸出入申告に際し提出を義務付けている仕入書について、必要な場合にのみ提出を求めることとし、これを提出しない場合の保存義務を課す等、所要の措置を講ずる。

4. 免税コンテナの国内運送条件等の緩和

- 再輸出されることを条件として関税及び消費税の免除を受けて輸入されたコンテナについて、国内運送への使用に係る条件を廃止し（現行1回限りの制限を撤廃する等）、再輸出までの期間を延長する（現行3月を1年）。

5. 海上コンテナ貨物に係る積荷情報の事前報告制度の早期化、詳細化及び電子化

- 我が国に入港しようとする船舶に積み込まれた海上コンテナ貨物に係る積荷情報について、原則として当該コンテナ貨物の積出港を当該船舶が出港する24時間前に、詳細な情報を、電子的に報告することを義務付ける。

6. 外国税関当局との情報交換の拡充

- 我が国が外国税関当局と交換する情報について、双方において刑事手続に使用することができるよう制度を整備する。

7. 両罰規定に係る公訴時効期間の見直し

- 違反行為者とともに法人等を処罰する場合において、法人等に対する公訴時効期間を違反行為者に対する公訴時効期間と同一とする。

8. 沖縄における関税制度上の特例措置

<内閣府・経済産業省共同要望項目>

- ・ 沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除 P
(沖縄型特定免税店制度の拡充)
- ・ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域(仮称)における関税の選択課税制度 P